

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制
扶 養 手 当	①配偶者13,000円 ② 22歳未満の子及び孫 ③ 60歳以上の父母及び祖父母 ④ 22歳未満の弟妹 ⑤重度心身障害者 ②～⑤までは6,000円×人数 ・特定扶養加算 5,000円 ・配偶者のない場合、その内1人は11,000円 ・扶養親族者でない配偶者を有する場合は、その内6,500円	
住 宅 手 当	①自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える額を支払っている職員 ②当該職員の所有に係る住宅で新築され又は購入された住宅であって新築又は購入した日から5年間 月額2,500円	
通 勤 手 当	①通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例している職員 ②通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例している職員 ③通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 自動車等の使用距離2km以上5km未満月額2,000円 5km以上10km未満 4,100円 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。	
調 整 手 当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給する。月額は、給料及び扶養手当の月額に100分の3を乗じた額	
時間外勤務手当 休日勤務手当 分含む	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間に対して100分の125から150までの範囲内で支給 ※この地の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。	
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して100分の125から150までの範囲内において支給 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。	
宿 日 直 手 当	勤務1回につき4,200円常直的な宿直勤務にあつては、月額21,000円(現在、職員の宿直はなし)	
管 理 職 手 当	課長職…月額49,800円 参事職…月額41,500円 補佐職…月額31,700円 ※課長職は23年度から62,300円。参事職は23年度から51,900円	
管理職員特別 勤 務 手 当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。勤務1回につき12,000円を超えない範囲において規則で定める額	
寒 冷 地 手 当	毎年10月から翌年2月までの各月の初日において在職する職員のうち規則で定める職員に支給する。 世帯主で扶養親族のある職員 月額26,380円 世帯主で扶養親族のない職員 月額14,580円 その他の職員 月額10,340円	
児 童 手 当	12歳未満の児童を養育し、前年所得が一定未満のとき ・第2子まで 5,000円 ・第3子以降 10,000円 ※3歳児未満については、第1子・第2子に関係なく3歳到達月まで10,000円支給	

該当人数については、支給月において変動いたしますが、最大人数で記載しています。平均支給年額については、